

質問回答書

SNS 活用・デジタル観光プロモーション事業 業務委託

令和 8 年 5 月 14 日

竹富町役場 商工観光課 観光係

本募集に関し、応募予定者からいただいたご質問について、以下のとおり回答いたします。

本回答は、応募予定の全事業者に対し公平に共有するものです。

なお、本回答書は、複数の応募予定者からのご質問を統合してまとめたものです。

質問 1

【該当箇所】 仕様書 6. 成果 (KPI) (1) ①投稿実績数

【質問】 月間 10 回以上、とあるが「リポスト」での投稿はカウント対象となるのか

回答

本事業の KPI である「月間 10 回以上の投稿」については、受託者が企画・制作・調達した一次コンテンツによる投稿、または一般ユーザー等から買い取り・利用許諾を取得したうえで公式アカウントの一次投稿として再構成した投稿を対象とします。

単なるリポスト（他ユーザー投稿の再共有機能による投稿）は、原則として KPI のカウント対象に含めません。

これは本事業が、「圧倒的な自然美」で統一された世界観を構築し、フォロワー 20 万人規模の強固な顧客基盤を確立することを目的としており、公式アカウントのフィード（タイムライン）はその「ブランドの顔」として、町が一次的にコンテンツを管理・編集できる状態に保つ必要があるためです。優れた UGC については、仕様書 5. ②に記載のとおり買い取り・利用許諾取得のうえ、公式アカウントの投稿素材として活用してください。

質問 2

【該当箇所】 仕様書 5. 業務内容②-2. アーカイブ素材の活用

【質問】 「膨大かつ極めて高品質なアーカイブ（ストック）素材」を保有しており、それらを本事業に即時活用できること、とあるが、それらも成果物として提出及び権利移譲が必要か

回答

仕様書 9. 成果品 (3) 「本業務において制作・調達した写真および動画のオリジナルデータ一式」の対象は、本事業期間中に本事業のために新規撮影された素材、および本事業のために新たに調達（買い取

り・利用許諾取得)した素材を指します。

したがって、受託者または連携クリエイターが本事業開始以前から保有していた既存アーカイブ素材そのものについて、所有権・著作権の全面的な移譲を求めるものではありません。

ただし、本事業の公式 SNS に投稿として使用したアーカイブ素材については、仕様書 10. (2)に基づき、町が公式 SNS および次年度以降の公式ポータルサイト等の広報媒体で期間の定めなく無償で二次利用できる権利(非独占的利用権)を取得することを必須とします。具体的な権利処理については、契約締結後に協議のうえ決定します。

質問 3

【該当箇所】 仕様書 2. 業務の目的

【質問】 今年度事業で紹介するエリアやスポット・コンテンツの希望リストなどはあるか。また、次年度以降の方針があればご教示いただきたい

回答

1. 今年度の希望について

仕様書 2. および 5. ①に記載のとおり、本事業は「竹富町内の複数の島・エリアの魅力を取り上げた構成」とし、特定の島への集中を緩和する分散・周遊促進を主目的としています。具体的な紹介エリア・スポットの固定的な希望リストは設けておりませんが、各島の知られざる海域(水中含む)や景勝地を積極的に取り上げていただくことを想定しています。

詳細な対象エリア・コンテンツテーマについては、契約締結後の協議で決定するものとします。

2. 次年度以降の方針について

次年度以降は「AI エージェント対応型 公式観光ポータルサイト」の構築を想定しており、自然美に加え、宿泊施設・食・文化・伝統工芸・手仕事・体験コンテンツ等を含む幅広い情報発信を視野に入れています。本事業で蓄積されたフォロワー基盤・反応データは、その重要な基礎となります。

ただし、本年度の本事業は仕様書に記載のとおり、「圧倒的な自然美の映像」による訴求を最優先とし、ブランドの世界観を確立する段階と位置づけています。文化・手仕事等のコンテンツは、その自然美の世界観を損なわない範囲で補完的に取り入れることは妨げません。

質問 4

【該当箇所】 仕様書 7. 発注者との調整

【質問】 定例ミーティングはオンライン対応可能か

回答

オンラインでの実施を可とします。

定例ミーティング(月 1 回程度)は、原則としてオンライン会議(Zoom、Teams、Google Meet 等)で実施することを想定しています。

ただし、契約締結時のキックオフ、中間報告、最終報告等の重要な節目においては、原則として対面で

の実施をお願いする場合があります。具体的な実施方法・頻度については、契約締結後に協議のうえ決定します。

質問 5

【該当箇所】 仕様書 5. 業務内容② UGC の投稿素材としての確保

【質問】 ライセンス契約や二次利用許諾交渉とあるが、竹富町側で契約書等のひな型及びテンプレートはあるか。また、「一般ユーザー」には企業アカウントやインフルエンサーも含まれるか

回答

1. 契約書・許諾書のひな型について

現時点で竹富町として統一的なライセンス契約書・利用許諾書のひな型は用意しておりません。受託者において、素材の調達ルート・相手方の属性に応じた複数パターン of ひな型を作成・運用していただくことを想定しています。

権利取得の基本方針は以下のとおりです。個別の素材ごとに、相手方との交渉を踏まえ、最も適切な権利処理を選択してください。

調達区分	求める権利水準
①受託者・連携クリエイターによる本事業のための新規制作素材	仕様書 10. (1)に基づき、原則として著作権（著作権法第 27 条・第 28 条の権利を含む）を町に譲渡し、著作者人格権を行使しないこととする。 ただし、外部の著名クリエイター等を起用し著作権の完全譲渡が困難な場合は、仕様書 10. (2)に基づき、町と協議のうえ、著作権の共有、または町に対する独占的利用権の付与等、柔軟な権利処理を可とする。
②著名クリエイター等の既存アーカイブ素材を本事業に活用する場合	著作権譲渡が困難な場合は、仕様書 10. (2)に基づき、町が公式 SNS、公式観光ポータルサイト、その他町の広報媒体において、期間の定めなく無償で二次利用できる非独占的利用権を取得することを必須とする。
③一般ユーザー・インフルエンサー等からの UGC 調達（買取り・利用許諾）	町が以下の媒体において無期限で利用できる非独占的利用権を取得することを必須とする： ・竹富町公式 SNS

調達区分	求める権利水準
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 竹富町公式サイト ・ 竹富町公式パンフレット等の町の広報物 ※次年度以降の公式観光ポータルサイトでの利用、AI 学習データとしての利用、第三者提供等は、本承諾の範囲外とする。

各パターンのひな型および個別の権利処理方針については、運用開始前に町と協議のうえ承認を得るものとします。

2. 一般ユーザーの範囲について

仕様書における「一般ユーザー」には、個人ユーザーのほか、企業アカウントおよびインフルエンサーも含むものとします。発信主体を問わず、本事業のコンセプトである「圧倒的な自然美」の水準を満たす優れた素材であれば、積極的に発掘・活用してください。

ただし、契約・承諾の交渉および対価設定は、相手方の属性・素材の質・希少性等を踏まえ、適切に行ってください。インフルエンサー・企業アカウント等から素材を調達する場合は、事前に町へ報告し承認を得るものとします（仕様書 8. 再委託・外注の規定に準ずる）。

質問 6

【該当箇所】 募集要領 5. 企画提案書に盛り込む内容

【質問】 別紙「審査基準」に定める各評価項目（①～⑧）の項目立てに沿った構成とし、とあるが、別紙及び審査基準が指している書類を具体的にご教示いただきたい

【回答】

ご指摘のとおり、募集要領公表時点において、別紙「審査基準」を併せて公表しておりませんでした。お詫び申し上げます。

「審査基準」は、本質問回答書とあわせて、令和 8 年 5 月 14 日付で竹富町ホームページに掲載いたしました。下記 URL よりご確認ください。

URL : <https://www.town.taketomi.lg.jp/topics/1777274261/>

なお、募集要領 5. において「各評価項目（①～⑧）」と記載しておりましたが、正しくは「各評価項目（①～⑨）」となります。

企画提案書の作成にあたっては、審査基準に定める評価項目①～⑨の項目立てに沿った構成としていただきますようお願いいたします。

質問 7

【該当箇所】 仕様書 5. 業務内容③ SNS 広告の運用とフォロワー獲得

【質問】 インバウンドと国内の優先順位・予算比率について

ターゲットとして国内とインバウンド（台湾・韓国等）が挙げられていますが、広告予算の配分や注力度の比率について指定はございますでしょうか？

回答

広告予算の国内・インバウンド比率について、町から固定的な指定は設けておりません。

仕様書 2. 業務の目的に記載のとおり、令和 7 年度からの台湾・韓国・香港等の航空直行便就航によるインバウンド集中への対応が本事業の重要な課題となっているため、インバウンド層への訴求は重視していますが、国内の旅行意欲層への訴求も同様に重要と考えています。

具体的な予算配分は、応募者の戦略・ノウハウに基づくご提案を期待しており、ターゲット層ごとの広告効率（CPF・エンゲージメント等）や本事業の KPI 達成への貢献度を踏まえた最適配分をご提案ください。

なお、配分は事業期間中の運用結果を踏まえ、町と協議のうえ機動的に見直すことも可能とします。

質問 8

【該当箇所】 仕様書 5. 業務内容③ SNS 広告の運用とフォロワー獲得

【質問】 ターゲットについて

特に強化させたい/誘客させたいターゲット層（年齢や性別/エリア）はございますでしょうか？

回答

特定のターゲット層（年齢・性別・エリア）について、町から固定的な指定は設けておりません。

ただし、以下の方向性を参考としてご提案にお役立てください。

【国内】

旅行意欲が高く、SNS を情報収集・拡散の主軸とする層（20 代～40 代を中心とした想定）

「圧倒的な自然美」に強く反応し、宿泊・長期滞在を愛好する層

八重山の知られざるエリアへの初回訪問意欲を持つ新規層

【インバウンド】

仕様書 2. に記載の航空直行便就航地域（台湾・韓国・香港等）を主軸とする

自然・離島体験への関心が高い層

上記はあくまで参考であり、応募者の知見に基づく精緻なターゲティング戦略（類似オーディエンスの活用等を含む）をご提案ください。

質問 9

【該当箇所】 仕様書 5. 業務内容② コンテンツの制作・調達

【質問】 素材の権利関係と二次利用の範囲

クリエイターから調達した素材について、本業務以外の町公式事業（パンフレットや他サイト等）への二次利用を想定しておりますでしょうか？

回答

ご認識のとおり、本事業で制作・調達するクリエイター素材は、本事業期間中の SNS 投稿のみならず、町の他の公式広報事業（公式サイト、観光パンフレット、観光ポスター、次年度以降の公式観光ポータルサイト等）への二次利用を想定しています。

具体的な権利処理の方針は以下のとおりです。素材の調達ルートにより求める権利水準が異なります。

調達区分	二次利用の想定範囲
①受託者・連携クリエイターによる本事業のための新規制作素材	仕様書 10. (1)に基づき、原則として著作権（著作権法第 27 条・第 28 条の権利を含む）を町に譲渡し、著作者人格権を行使しないこととする。町が用途を限定せず自由に二次利用可能。 ただし、外部の著名クリエイター等を起用し著作権の完全譲渡が困難な場合は、仕様書 10. (2)に基づき、町と協議のうえ、著作権の共有、または町に対する独占的利用権の付与等、柔軟な権利処理を可とする。
②著名クリエイター等の既存アーカイブ素材を本事業に活用する場合	著作権譲渡が困難な場合は、仕様書 10. (2)に基づき、町が公式 SNS、公式観光ポータルサイト、その他町の広報媒体において、期間の定めなく無償で二次利用できる非独占的利用権を取得することを必須とする。

なお、一般ユーザーからの UGC 調達については、別途、質問 11 にて回答します。

質問 10

【該当箇所】 仕様書 5. 業務内容② コンテンツの制作・調達

【質問】 既存素材の提供有無

町が既に保有している映像・写真素材などが SNS 投稿に活用させることは可能でしょうか？

回答

町が保有する映像・写真素材の一部については、本事業の SNS 投稿への活用を想定して提供することが可能です。

ただし、町保有素材は本事業のコンセプトである「圧倒的な自然美」の品質基準を満たすものは少なく、また権利処理（撮影者・被写体の許諾範囲）が本事業の利用に対応していないものがほとんどです。

したがって、企画提案にあたっては町保有素材の活用を前提とせず、受託者・連携クリエイターによる新規制作素材および調達素材で本事業を構成することを基本方針としてください。町保有素材は、契約

締結後に活用可能なものを提供する補完的な位置づけとします。提供可能な素材の具体的な範囲・点数・利用条件については、契約締結後に町と協議のうえ決定します。

質問 11

【該当箇所】 仕様書 5. 業務内容② コンテンツの制作・調達

【質問】 一般ユーザーが撮影したコンテンツの二次利用の範囲

一般ユーザーから提供された素材の使用範囲はどこまでを想定されておりますでしょうか？

回答

一般ユーザー（個人ユーザー、企業アカウント、インフルエンサーを含む）から買取り・利用許諾を取得して調達する UGC の使用範囲は、以下のとおりです。

1. 町が無期限で利用できる非独占的利用権を取得する範囲

- ・竹富町公式 SNS（Instagram、Facebook、TikTok 等）
- ・竹富町公式サイト
- ・竹富町公式パンフレット等の町の広報物

2. 本許諾の範囲外（別途交渉が必要な利用）

- ・次年度以降の公式観光ポータルサイトでの利用
- ・AI 学習データとしての利用
- ・第三者への提供・転売

これは、一般ユーザーから許諾を得やすくし、良質な UGC を機動的に確保するための設計です。受託者は、上記の必須範囲を満たしたうえで、相手方との個別交渉により対価・追加範囲を適切に決定してください。

各パターンのひな型および個別の権利処理方針については、運用開始前に町と協議のうえ承認を得るものとします。